

令和7年度秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金の 活用希望に関する調査の御案内

1 調査の概要

秋田県では、介護サービス事業所の生産性の向上、及び業務の効率化による職員の職場定着を支援するため、秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金として、介護ロボットやICTといった介護テクノロジーの導入に係る経費に対し補助を行っております。

令和7年度は、国の実施要綱の改定により、補助金の基準額等の変更が見込まれることに加え、前回調査から時間が経過していることから、再調査を行うこととしました。

今後、本調査の結果を基に、予算協議等について検討してまいりますので、令和7年度に補助金の活用を計画している事業所におかれましては、内容を精査の上、御回答くださるようお願いいたします。

なお、申請が予算額を上回った際は、一定の基準により審査を行った上で、補助金の交付事業所を決定する場合があります。また、本調査への御回答をもって、補助金の交付を確約するものではありませんが、本調査と今後の補助金申請に大きな乖離が認められた場合、内容の確認を行う場合があります。

2 事業概要（令和7年4月現在）※基準額等は今後変更となる可能性があります。

(1) 対象事業者

秋田県内で介護保険法に基づく介護サービス事業所を運営する介護事業者

秋田県内で老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する介護事業者

(2) 補助対象事業

令和7年度の事業内容は、現時点では未確定の内容であることにご留意ください。

ア 介護テクノロジーの導入

(ア) 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野（以下、「重点分野」という。）」に該当する機器等の導入

(イ) その他県が認めるもの

イ 介護テクノロジーのパッケージ型導入

重点分野に該当する機器等のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入

ウ 導入支援と一体的に行う業務改善

(ア) 第三者による業務改善支援

(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

(3) 補助率

3／4

(4) 基準額

別表（令和7年4月現在）のとおり

(5) 補助額

導入経費の実支出額に補助率3／4を乗じて得た額と、別表にある各区分・項目ごとの基準額とを比較していずれか少ない方の額（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）

(6) 補助対象から除く経費

ア 交付決定前に購入の契約を締結した機器等に係る費用

イ インターネット回線使用料等の通信費

ウ 機器のメンテナンスに要する費用

- エ 他の補助金の交付を受けている機器等の費用
- オ 振込手数料
- カ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

4 調査への回答方法

令和7年度に介護テクノロジーの導入計画がある事業者を把握するため、次のとおり調査を実施します。

(1) 回答期限

令和7年5月16日(金)

(2) 回答方法

電子申請サービスにより御回答ください。

【秋田県電子申請・届出サービスURL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/surveys/7307463925089912909>

※回答時間は5～10分程度です。

※回答はサービス毎に集計するため、1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合は、お手数をおかけしますが、サービス毎に回答をお願いします。

(3) 問い合わせ先

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材対策チーム

(電話) 018-860-1364 (E-mail) Chouju@pref.akita.lg.jp

(4) 県公式ウェブサイト掲載ページ

本調査に関する案内は、県公式ウェブサイトの次のページにも掲載しています。

URL: <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89028>

コンテンツ番号: 89028

別表（令和7年4月現在）※基準額等は今後変更となる場合があります。

【基準額】

1 区分	2 項目	3 基準額
ア 介護テクノロジーの導入	(ア) 介護テクノロジー 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等 (イ) その他 (ア)によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等 【「その他」と認められる経費の例】 ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等） ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱 ・ 冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等） ・ 生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボード等） ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等 なお、(ア)の機器等の導入に付帯して必要となる経費（通信環境整備、P C、タブレット端末等）は、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象とすることができる。	(ア) 第2欄(ア)のうち、「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又は第2欄(イ)の機器 <u>1機器につき100万円まで</u> (イ) 第2欄(ア)のうち、「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約の場合は、下記の職員数の区分のとおり それ以外の方式の契約の場合は、<u>1事業所につき250万円まで</u> 【職員数の区分】 ・ 1名以上10名以下 <u>100万円まで</u> ・ 11名以上20名以下 <u>150万円まで</u> ・ 21名以上30名以下 <u>200万円まで</u> ・ 31名以上 <u>250万円まで</u> (ウ) 上記以外 <u>1機器につき30万円まで</u> 上記(ア)・(ウ)による申請は、<u>1事業所につき300万円までとする。</u> なお、補助額のうち、機器等と一体的に使用するための情報端末（P C・タブレット端末）について、<u>1台あたりの補助額を10万円以内とする。</u>

イ 介護テクノロジーのパッケージ型導入	経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の経費（通信環境整備にかかる経費を含む。） 【パッケージ型導入の例】 ・ 「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト等	<u>1事業所につき400万円まで</u> なお、補助額のうち、機器等と一体的に使用するための情報端末（PC・タブレット端末）について、<u>1台あたりの補助額を10万円以内</u>とする。
ウ 導入支援と一体的に行う業務改善	(ア) 第三者による業務改善支援 (イ) 介護現場における生産性向上の取り組みに関する研修・相談等	<u>1事業所につき45万円まで</u> なお、導入支援と一体的に行う業務改善のみを行う場合、補助金の交付を受けることはできない。